香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL(087)867-4797
FAX(087)867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合

定価 1 部50円　1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

女性部・青年部 香川県教委と交渉

県教委として責任ある回答を！！

個人の見解はいらない！

1月12日（木）香教組は、「健康で働きやすい職場づくり」「母性保護および育児環境」「初任者研修制度のあり方」「長時間過密労働解消」を中心に県教委と交渉しました。職場の過酷な現状を話し、具体的な対応を求めました。しかし、県教委の回答は大変不誠実なものでした。

アンケート結果をもとに、職場の現状を説明する杉村女性部長と溝渕事務局長

現職死および病休者をなくすよう努力を

香教組　労働安全衛生法の意義を全員に周知し、衛生委員会および衛生推進委員会を機能させ、現職死及び病休者をなくすよう努力すること。

県教委　2016年度県において先行実施した。各市町にもお願いしているところであり、2017年度は全市町が実施することとなった。

厚労省のHP「心の耳」や無料の相談機関も利用してセルフチェックもお願いしたい。

香教組　高松市などは先行実施しているが、セルフチェックの結果を県教委は把握しているのか。

県教委　今の地点では把握できていない。

香教組　今後は把握するつもりなのか。

県教委　平成21年度から健康管理対策連絡調整会を行っており、そこで困ったことを交流していくつもりである。

ストレスチェックを実施しただけで終わるのではないか。一定の集団の傾向を分析し、これをもとに職場の環境改善をすることが大切なのではないか。

県教委　現場の実態は、なかなか見えてこない。健康管理対策連絡調整会で報告し合っている。ストレスチェックの結果は、集団分析し、事例を蓄積せていくことが必要だと考えている。それをもとに具体的な方法を勉強していきたい。情報の共有が大切だと考えているので、何かあったら知らせて欲しい。

出産・子育てをしやすい職場環境を

香教組　産休など安心して休暇、休業制度を利用できるようにすること。

職場では、妊娠することが悪いことのような雰囲気があるところがある。20代の新採教員の目前で、40代の新採教員に「あなたは、産休も育休も取らないからいいわ」と平気で言う管理職もいる。若い世代が増えているので、出産・子育てに伴う休業は今後多くなる。また、子育てのために定時に帰ったり、休暇を取ったりしにくい。県教委はこの状況をどのように考えているのか。

県教委　その人の感じ方ではないか。香川県の教員は大変謙虚だという印象がある。「子どもを出産して、周囲に迷惑をかけること」は、お互い様なので、私は負担とは思わない。仮に、同じ職場に対象の方がいて、自分に仕事が回ってきたとしてもそうは思わない。職場の周りの先生方も迷惑だとは思っていないと考えている。

香教組　教育行政としてどのように対応するのか、何をしていただけるのかを教えていただきたい。

県教委　今、社会全体としてとりくんでいるところ。今すぐは何ともいえない。

確かに職場の先生方は、お互い様だとは思っている。しかし、誰もが、長時間過密労働の中、いっぱいいっぱいで「喜んでフォローするよ」と思っていても、行動できる人はいない。「環境が人をつくる」という。誰もが「お互い様」といい、助け合えるような職場環境にするのが行政の仕事ではないのか。

香教組　この場に女性が一人もいない。女性の目線は男性にはわからない。次回から、女性を同席させてほしい。

初任者制度のあり方を抜本的に見直すこと

香教組　常の教育活動を優先させ、形式的な指導案、報告書を減らし、子どもとふれあう時間を確保すること。

県教委　初任者が力をつけるためのもの、バランスを取ることは大切だと考える。授業も子どもとふれあう重要な時間だと考えている。

香教組　初任者担当を元管理職にしたり、校内の担当者を管理職にしないこと。困ったことなどを相談しにくい。

県教委　どういう形で初任者に力をつけてもらえるか、指導者に助言していこうと思っている。

香教組　初任者が必ず、学級担任をするという規定を緩和すること。教員採用総数がきわめて少なかった時代には、一定の講師経験のある人が、新規に採用されてきた。経験のある方には、学級担任にという要望を長年してきた。しかし、大量採用の時代、新卒で学級担任をすることが負担になる方もいる。「必ず」という規定を緩和できないか。

県教委　1年目の方が、指導の体制がとれるというメリットがある。全部が全部を外すことはできない。2年目に指導体制を整えることができない。

香教組　全員を学級担任から外すとは言っていない。現状に応じて緩和できないかということ。

県教委　現状は難しい。現実的には、学級担任をしていない人もいる。どちらが良いか、現場は、より良い方法をとっていると考えている。（裏面）

小黒板

学費が払えない・・・。

30年ほど前は、銀行や郵便局の外交員が定期的に職場に来ていた。勤務時間内に窓口が閉まるため、私的な窓口での手続きが必要なときも大いに助かった▼そのうち、業務見直しとともに外交員の訪問が無くなった。困った現場は、現業職員に頼んだ。しかし、高額の金銭や私的な用事は業務外となり、教職員が自分で行かなければならなくなった▼昼休みや空き時間に急いで行くのが当たり前になった。学校現場には、様々な立場の教職員がいるその中には、職場で一人配置の業務もある。栄養教諭・養護教諭・事務職員・現業職員…。なかでも、養護教諭は一人配置が多く、児童生徒がの病気やけがを予測することは不可能なため、法令上の休憩時間も十分に取れないのが現状ではないか▼そんなの学級担任も同じだと言われそうだが、専門職ゆえに頼られることも多い▼受験シーズンわが子の合格通知を受け取り喜びと同時に入学金や学費の振込も必要になる。ほとんどの大学は、手違いを防ぐために専用の振込用紙で窓口対応だ。ATMは使えない▼勤務時間終了時刻には、銀行や郵便局の窓口も終了している▼県庁は、庁内に銀行も郵便局もある。休憩時間にちょっと行ける。だから、わからないのか▼いや、現場でも「銀行に行きたい」と（休憩時間に）外出を求めると、「子どものトラブルがあったらどうする？」「何分で帰って来るのか」など執拗に聞かれるケースもあるという。特に、養護教諭は、なかなか出にくいという声を多数聞いてきた▼勤務時間が特殊であるからこそ、配慮が欲しい。それとも、教職員が管理職に信用されていないのか。

長時間過密労働を是正すること

香教組　青年教職員の「勤務実態調査」を実施し、病気休職者が出ないようにすること。

県教委　勤務実態調査はしない。

香教組　県教委が「業務改善プラン」の実施で、生み出した時間には、市町教委や学校長が様々な行事を入れ、結局、何の改善にもなっていない。この実態を知っているのか。

県教委　各市町教委、学校で適切に運用されていると考えている。

香教組　愛知県の中学校教員鳥居さんの長時間勤務の労災認定の判決を受け、２０１６年３月、参議院文教委委員会で、文科省中等教育局長小松さんは「勤務時間外の残業は、公務災害になったら当てはまる」と答弁した。つまり、公務災害になったら、私たちが命を落とせばやっと公務として認められるということだと受け止めた。病気になったり死んだりするまで働けと取ることができる。県教委がどうとらえているか聞かせてほしい。

県教委　教職員が（勤務時間外に行っている仕事）は、キャリアアップのためのもの以外は公務と考えている。公務は校長が命じているととらえてよいか。

香教組　そういうことになると考えている。

県教委

香教組は、女性部・青年部による専門部交渉を、現場の教職員の「生の声」県教委に伝える大切な場としてとらえてきました。しかし、県教委は、この交渉を「しなくてもいいのでは」と提案してきました。しかし、２０１６年度も継続を要求したところです。

しかし、その回答はこれまでになく不誠実なものでした。

２０１７年度、全市町で実施される教職員のストレスチェックについては、「健康管理対策連絡調整会」が年間１回しか行われないことなど不十分な面はあるものの、これからの運用について少し期待がもてる回答もありました。

一方、「働き方」に関する面は、理想論を展開するにとどまり、長時間過密労働からくる、現場の実相に理解を示した具体的な回答はありませんでした。

勤務時間を越えての仕事を公務（校長が命令したもの）と明言した回答は、追究すれば、現行法との整合性に欠きます。

給特法および政令では

◆正規の勤務時間の割振りを適正に行う。

◆原則として時間外勤務は命じない。

◆時間外勤務を命ずる場合は「限定４項目」に限る。

となっています。このことから、これまで、文科省や県教委は、時間外の勤務については、「教職員の自主的な活動」という立場をとってきました。つまり、教職員が「勝手にしていること」なのです。

しかし、鳥居裁判では、包括的な職務命令にもとづいた勤務時間外と遂行と認められ、指揮命令権者の拘束下に置かれた公務（大きなくくりでみると校長に命じられた公務であるということ）にあたるとしています。この判断基準は、最高裁まで維持されています。

専門部交渉での県教委の発言は、給特法との整合性を欠くものでもあり、命じたものとするなら、適正な勤務の割り振りが必要になります。

どちらにせよ、教職員の勤務実態を適切に把握することが求められます。

民間企業においては、東電社員の長時間過密労働による自死の問題から、雇用主の適正な勤務時間管理が求められるようになろうとしています。残念ながら、教育現場はこの中に具体的な形で表れていません。

さぬき市の教育長は、「教員の長時間勤務はある程度仕方がない。特に、保護者対応は、外国とは文化の違いから、『勤務時間終了です』とは打ち切れない面がある」と教育行政キャラバンで話しています。

保護者対応にしても、他県では、一定の時間を超えると相談窓口へと案内する取り組みも始まっています。

女性職員の妊娠・出産・子育てについても、「お互い様なだから、誰も迷惑だとは思っていない」との回答は無責任としか言えません。現場に、「人・時間・もの」のゆとりが無くなっている現状では、「お互い様だから」と思っていても、優しくなれない現状があることを理解していない発言です。これは、長時間過密労働の問題とも密接にに関係しています。香川県は大量採用時代に入り、今後「妊娠・出産・子育て」世代が急増します。子どもは、未来の宝です。香教組は、今後も「お互い様」として、現状のまま現場に「助け合い」を求める県教委に対して、具体的な対応を求めていきたいと思います。そのためにも、「香教組署名」にご協力ください。

◎鳥居裁判
２００２年、公務中に脳出血で倒れ、分限免職になった愛知県中学校教員鳥居さんの労災認定と現場の復職を求めた裁判
２０１５年３月最高裁の判決により労災認定・現場復帰が見とめられた。

生命共済・先進特約付き医療共済
新傷害共済
の募集期間：２月１日～６月３０日
年金共済　募集は年３回

総合共済
教職員賠償責任共済
くらしの賠償責任共済
全教自動車保険
火災共済
随時

総合共済加入のみなさまへ
こんなことはありませんか？
○　お祝い（結婚・出産・結婚記念日など）
○　お見舞い・お悔み
（火災・自然災害・病気療養・お悔み）
申請は事案発生から３年以内です。
詳しくは、香川共済（087-867-4797）まで